

第2期子ども・子育て支援事業計画の令和3年度実施事業について

放課後の子どもの居場所づくり（P45）

○放課後児童健全育生事業の拡充

上郷児童館内で児童クラブを開始します。

農村環境改善センター多目的広場に、新築移転した上郷児童館内に児童クラブ室を整備し、旧上郷児童館の定員40人から80人に拡充して4月より運営を開始します。

民間事業者を活用した児童クラブの運営に向け、準備を始めます。

児童クラブの受け皿のさらなる拡充に向け、現在の上郷児童館において、利用者の校区を限定しない民間事業者の活用を進めていきます。

放課後の子どもの居場所づくり（P45）

○児童館の改築

（新）上郷児童館の運営開始

農村環境改善センター多目的広場に上郷児童館内を移転新築し、現在の上郷児童館から児童館機能を移設して4月に開館します。施設は、複合施設として整備されており、建物2階に児童館、建物1階に児童発達支援センターが整備されています。

選択肢を増やす多様なサービスの充実（P47）

○延長保育事業の実施

上郷保育園の保育時間を延長します。

令和2年10月に新築移転した上郷保育園において、令和3年4月より、これまで、平日に午後6時30分までだった保育時間を、午後7時までまでに延長します。

○土曜日保育の時間延長の検討

上郷保育園の土曜保育の時間を延長します。

令和2年10月に新築移転した上郷保育園において、令和3年4月より、これまで、土曜日に午後2時までだった保育時間を、午後6時までに延長します。

土曜保育の実施園を集約します。

令和2年度まで、上郷、長湫東、長湫西及び長湫南保育園は、土曜日の保育を午後2時まで実施し、それ以上必要な児童は、色金及び長湫北保育園を利用していました。令和3年4月より、長湫南保育園は上郷保育園に、長湫東保育園は色金保育園に、長湫西保育園は長湫北保育園に土曜保育を集約します。

○一時預かり（一時保育）事業の充実

上郷保育園において一時保育事業を新たに実施します。

令和2年10月に新築移転した上郷保育園において、令和3年4月より、一時保育事業を実施します。

○産休明け保育の実施

産後57日目からの産休明け保育を実施します。

令和3年4月より、アインながくて保育園、こどものまち保育室ながくて、はな保育室はなみずき通及びはな保育室としょかん通において、産休明け保育事業を実施します。

子どもの貧困対策の推進（P53）

○子ども医療費助成の実施

非課税の高校生世代の入院費用を助成します。

子どもの入院に係る医療費の助成を、従来の中学生までから18歳を迎える年度末までに拡大します。ただし、子どもの保護者（子どもが独立している場合は子ども本人）が非課税の方に限ります。

子どもの貧困対策の推進（P55）

○子どもの生活・学習支援の充実

小学生の対象にも学習面を拡充する取組をします。

ひとり親や就学援助費受給世帯等の小学生を対象に実施している子どもの生活・学習支援事業について、従来の基本的には生活習慣等を中心とした取組に加えて、令和3年度から、予習や復習の学習面について拡充して取り組みます。

ライフステージに応じた適切な支援の推進（P58）

○産前・産後サポート事業の整備

産前産後サポーター派遣事業を開始します。

身内の支援を受けられない妊婦及び産後6か月未満の子育て家庭を対象に、家事支援及び育児支援を実施します（自己負担金あり）。ただし、生活保護世帯及び非課税世帯は自己負担金を免除します。なお、産前産後ヘルパー派遣事業は、令和2年度で終了します。

○多胎妊婦、多胎育児家庭への支援の実施

産前産後サポーター派遣事業を開始します。

身内の支援を受けられない多胎妊婦及び産後2年未満の多胎児家庭を対象に、家事支援、育児支援及び外出支援を実施します（自己負担金あり）。ただし、生活保護世帯及び非課税世帯は自己負担金を免除します。

○妊産婦健康診査費用の一部公費負担の実施

多胎妊婦の妊婦健康診査支援事業を実施します。

多胎妊婦に対して、通常14回程度の妊婦健康診査に加え、追加で受診する健康診査に係る費用を助成することで、多胎妊婦の負担軽減を図ります。助成は、健康診査に要した費用の額とし、1回5,000円を上限、妊婦1人あたり5回を限度とします。

障がいのある児童とその家族への支援の充実（P 6 2）

○関係機関の連携及びこどもの発達相談室の設置による療育支援体制の強化

こどもの発達相談室を設置します。

出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の整備、保健・医療・福祉・保育・教育といった関係機関との連携強化を目的に、「こどもの発達相談室」を設置します。児童の発達に関する相談窓口の充実、早期療育へのつなぎを行います。

○児童発達支援センターの整備・運営

児童発達支援センターを整備します。

児童福祉法に基づく障がい児通所支援施設として、児童発達支援センターを整備します。障がいのある就学前児童に対し、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。施設定員を30人とし、指定管理者による運営を行います。